

大阪スマートシティ次期戦略策定及び推進に係る調査検討支援業務 仕様書

1. 業務名

大阪スマートシティ次期戦略策定及び推進に係る調査検討支援業務

2. 業務目的

大阪府では、住民の QOL（生活の質）の向上に向けて大阪府及び大阪市それぞれの役割や責務に基づき、様々なプロジェクトに取り組み、大阪のスマートシティ化を加速させ、大阪全体の発展につなげていくため、府市共通の戦略として「大阪スマートシティ戦略」（以下「戦略」という。）を策定し、本戦略に基づき様々なプロジェクトに取り組んでいる。

現戦略である戦略 ver.2.0 は、令和 7 年に計画期間が終了することから、大阪・関西万博後の大阪の成長・発展を見据え、多様化する社会課題や新たなニーズに対して、最新のデジタル技術や、これまで培ってきた関係機関と連携スキームを最大限に活かしながら、住民の QOL 向上に資する新たな戦略（次期戦略）を策定していくこととしている。

そのため、本事業では当該次期戦略の策定に必要な多様な情報（技術革新、先進事例、応用事例、失敗事例と要因、地域課題、住民ニーズなど）を収集し、分析し、仮説を立ててフィージビリティを検証するための多角的な調査を実施する。そのための支援業務を委託する。

3. 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで

4. 委託上限額

6,600 千円（消費税及び地方消費税を含む） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 委託業務内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の（１）から（３）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府の現状・取組状況（スマートシティ戦略 ver.2.0）をふまえたうえで、大阪府と十分に協議・調整を行い実施すること。

参考：スマートシティ戦略 ver.2.0 ([strategy_ver2.pdf](#))

（１）スマートシティ分野における国内外の現状及び課題に対する評価分析

- ① 海外におけるスマートシティの事例分析（１～２都市）※地方自治体レベルのもの
- ② 国内におけるスマートシティの事例分析（２～３都市）※特にデータ利活用が為されているもの
- ③ ①及び②ともに、スマートシティ分野における課題及びその「課題の克服」をどのように実現したか（しようとしているか）について、明らかにすること

＜留意点＞

- ・調査、研究、分析を適切に実施するためのスキルや経験を有する人員を配置すること。
- ・調査設計期間、調査時期や分析期間などが効果的かつ実現可能な形で提案すること。
- ・調査項目の設定や調査結果の収集・管理にあたっては、関係法令を遵守すること。

- ・過去に同種同規模の調査を実施した実績がある場合、その概要とともに示すこと。

（提案を求める内容）

- ① 調査対象とする都市の選定においては、選定理由や都市選定に対する考え方など、その選定都市が大阪スマートシティ次期戦略策定に資するものであることを論理的に示すこと。
- ② 調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）について、独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること。
- ③ 課題等の抽出スキーム、整理方法等について、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。

（２）大阪スマートシティ次期戦略を策定するにあたっての要素分析等

- ① 住民のQOL向上を最大の目標とするスマートシティ戦略について、これまでの取組（戦略 ver1.0 及び ver2.0）を踏まえた次期戦略において、どのようなテーマを扱うべきかの仮説を設定すること。
- ② 上記の仮説設定にあたっては、その要素（いつ、誰が、誰に、どのような施策を、いつまでにすべきか。またその優先度などの理由）を明らかにすること。

（提案を求める内容）

- ① 仮説設定のための検討手法について、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。
 - ② 仮説設定のための要素（いつ、誰が、誰に、どのような施策を、いつまでにすべきか。またその優先度などの理由）についての検証方法を適切かつ具体的に提案すること。
- ※次期戦略に盛り込むテーマは、契約締結後に大阪府より指定する。そのため、提案時点では仮説そのものではなく、仮説設定の手法や実現方法の提案に重きを置いて評価する。

（３）事業推進の実施体制とロードマップの策定

- ① （２）の次期戦略を実践するために必要なリソースや実施体制について、大阪府だけでなく市町村や民間事業者との連携スキームも含めて案を示すこと。
- ② 上記②を段階的に進めて行くロードマップを、５ヵ年計画として明記すること。

（提案を求める内容）

- ① 次期戦略を実践するために必要なリソースや実施体制について、大阪府だけでなく市町村や民間事業者との連携スキームを明示し、具体的に提案すること。

6. 事業全体にかかる留意点

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受託者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、事業開始時までには業務実施計画書を大阪府に提出すること。

- ・事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

7. 成果物の提出

受託者が大阪府へ提出する成果物は以下のとおりとする。

(1) 中間報告

受託者は、大阪府が指定する時期に、それまでに実施した調査結果の概要を大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、電子データで提出すること。

(2) 最終報告

受託者は、事業終了後、事業完了報告書並びに成果物として「レポート」及び「ロードマップ」（業務5（4）参照）とともに、本事業で実施した調査・分析等（印刷物・データ等）一式を、契約期間内までに大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、印刷物の外、PDFファイル形式の電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、今後大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

8. 著作権等の取り扱い

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府が保有する。
- ・成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9. 再委託について

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

10. その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。